2020年4月1日改訂

近畿地区圧縮天然ガススタンド代行充填カード利用約款

大阪ガス株式会社

第1条（目　的）

本約款は、大阪ガス株式会社（以下、「会社」という。）を除く近畿地区圧縮天然ガススタンド代行充填協力会の会員（以下、「会員」という。）が運営する天然ガススタンドにおいて、会社が発行した共通利用カードを会社と契約をしているお客さま（以下「お客さま」という。）が利用した際の取り決めについて規定することを目的とします。

第2条（定　義）

会社が発行した共通利用カードとは、会社が発行した「近畿地区共通利用カード」と印字された面のことをいいます。

第3条（適　用）

お客さまは、会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで、会社が発行した共通利用カードを利用して、天然ガス自動車用圧縮天然ガスを購入することができます。ただし、会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで会社が発行した共通利用カードを利用した時点で、本約款に同意したものとみなします。

第4条（「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」のお客さま）

会社と「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」（以下、「スタンド利用約款」という。）により契約しているお客さまが、会社の発行した共通利用カードを利用して会社直営天然ガススタンド以外の天然ガススタンドで天然ガス自動車用圧縮天然ガスを購入した場合の条件は、すべて「スタンド利用約款」に従うこととします。

第5条（販売単価）

会社が発行した共通利用カードを利用して、会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで販売する天然ガス自動車用圧縮天然ガス単価（以下、「単価」という。）は、会社直営天然ガススタンドにて販売する単価と同一とします。

第6条（請　求）

会社は、本約款に基づいて販売した天然ガス自動車用圧縮天然ガス代金の請求を、会社直営天然ガススタンドにて販売した天然ガス自動車用圧縮天然ガス代金と併せて行うものとします。

第7条（両社契約の取扱い）

お客さまが会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで当該天然ガススタンドを運営する会員が発行する共通利用カードを所有しているにもかかわらず、会社の発行した共通利用カードを提示して天然ガス自動車用圧縮天然ガスの購入を行った場合には、本約款にしたがうものとします。

第8条（不良カードの取扱い）

お客さまは、会社が発行した共通利用カードが、読み取り不良の場合、会社以外の会員が運営する天然ガススタンドで代行充填を拒否される場合があることをご了承いただきます。

第9条（共通利用カードの使用中止）

お客さまが、以下の各号のいずれかに該当した場合、会社は、通知その他の手続きを要せず、当該お客さまに会社が発行した共通利用カードを利用不能とすることができる。また、本条にしたがい利用不能となったお客さまは、今後新しく導入される車両を含め、共通利用カードを利用することはできません。

①お客さまが使用料金の支払いを支払期日に行わず、会社からの支払い督促があった後も、15日間当該支払いを行わないとき。

②お客さまが使用料金の支払いを3ヶ月連続して支払期日どおりに行わないとき。

以　上